

説明資料

— 社会保障の給付と負担等の見直しについて②—
(概要資料)

平成28年10月27日

財務省主計局

改革工程表における改革項目と改革の方向性(案)(医療提供体制①)

改革項目	改革工程表	改革の方向性(案)
地域医療構想の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度末までに、全都道府県において地域医療構想を策定した上で、その実現に向けて、 <ol style="list-style-type: none"> ① 病棟ごとの診療行為について分析を行い、地域医療構想の病床機能ごとの定量的な基準を次期病床機能報告時までには明確化した上で、KPIに沿って進捗管理を行うべき。 ② 地域医療構想を踏まえた在宅医療の受け皿のあり方について、都道府県・市町村において検討を進め、今後策定される医療・介護に係る諸計画について、これと整合的なものとするべき。
医療介護総合確保基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想が今年度中に全都道府県で策定されることを踏まえ、病床機能の転換等に直接資するものに重点化させるべき。 ○ 具体的にどのような事業に執行されているか明らかにした上で、各都道府県における基金の活用が、病床の機能分化・連携につながっているか検証・評価し、次年度以降の交付決定に反映するようにするなど、地方の創意工夫を生かしつつ、基金の趣旨・目的を十分踏まえた執行がなされる仕組みとするべき。
都道府県の体制・権限の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (病床の再編に向け、) 保険医療機関の指定等にあたり、民間医療機関に対する他施設への転換命令等を付与するなど、医療保険上の指定に係る都道府県の権限を一層強化すべき。
介護療養病床等の転換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 <ul style="list-style-type: none"> → 検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護療養病床については、法律どおり平成29年度末で廃止し、現在よりも人員配置の緩和された効率的な受け皿に転換していくべき。これに向けて、早急に詳細な人員基準、報酬等の検討を進めるべき。 ○ 医療療養病床(25:1)については、診療報酬のあり方を見直し、患者の状態像に応じ、新たなサービス提供類型などへの転換を進めるべき。
医療従事者の需給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討し、結論 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度以降増員してきた医学部定員について、医師需給の見通しを踏まえた精査・見直しを進めていくべき。 ○ あわせて、マクロでの医師数の増加が、医師が不足する地域・診療科における必要な医師数の増につながるよう、特定地域・診療科での診療従事を医療機関管理者の要件とすることや、保険医の配置・定数の設定など、医師配置等にかかる規制も含めた実効的な偏在是正策が講じられるよう、国及び都道府県の権限を強化すべき。

改革工程表における改革項目と改革の方向性(案)(医療提供体制②)

改革項目	改革工程表	改革の方向性(案)
<p>医療費適正化計画の策定・実現</p> <p>外来医療費に係る地域差の是正</p>	<p>○ 各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p> <p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p>	<p>○ 医療費の地域差半減に向け、既に一定の広がりを持つ予防等の取組を横展開するこれまでのアプローチに加え、</p> <p>① NDB等で明らかになる医療費の地域差(疾病別・診療行為別等)の「見える化」を進め、医療関係者相互や都道府県における検証・検討につなげ、</p> <p>② 都道府県等がその是正を図る際に採りうる手段を整備し、</p> <p>③ 地域差是正に取り組んだ都道府県へのインセンティブ措置を導入することなどについて速やかに検討し、都道府県における医療費適正化計画に活用できるようにしていくべき。</p>
<p>診療報酬の特例の活用</p>	<p>○ 高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p>	<p>○ (地域差是正の手段として、) 高齢者医療確保法第14条を活用できるよう、実施にあたっての課題を分析し、国において運用に係るガイドラインを策定すべき。</p>
<p>保険者へのインセンティブ</p>	<p>○ 新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始</p> <p>○ 保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討し、2018年度までに運用方法を確立 → 国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施</p> <p>○ 制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計(※)</p> <p>※ (1) 保険者の特性を考慮すること、 (2) 複数の指標による総合的な評価をすること、 (3) より多くの保険者に広く薄く加算するとともに、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直すこと</p> <p>等を検討 → 健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>	<p>○ 後発医薬品の使用促進や、糖尿病性腎症重症化予防など医療費の適正化に取り組む保険者へのインセンティブ措置をいっそう強化できるよう、メリハリのある仕組みを構築すべき。その際、保険者努力支援制度については医療費適正化計画の進捗評価を適切に反映させる仕組みとすべき。</p>

改革工程表における改革項目と改革の方向性(案)(年金制度)

改革項目	改革工程表	改革の方向性(案)
マクロ経済スライドの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金額の改定のルールの見直しについて、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準を確保するため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や年金額の改定ルールの見直しを含む改正法案の成立を図るとともに、平成28年10月の適用拡大の施行や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を行うべき。
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 ○ 年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 	
高齢期における年金受給の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討 → その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢期における年金受給の在り方については、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢の在り方等を含め、次期の財政検証に向けて、速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべき。
年金制度の所得再分配機能の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討 → その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高所得者の年金給付の在り方等については、高所得者の老齢基礎年金の支給停止など、年金制度内における再分配機能の強化等に関し、速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべき。

改革工程表における改革項目と改革の方向性(案)(生活保護)

改革項目	改革工程表	改革の方向性(案)
<p>就労支援を通じた保護脱却の推進等自立支援の推進</p> <p>生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助等の更なる適正化</p> <p>平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた制度全般の見直し</p>	<p>○ 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進 → 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>○ 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p> <p>○ 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>	<p>○ 加算を含めた生活保護の「生活扶助」の保障水準については、次回、平成30年度の生活保護基準の見直しに向け、一般世帯の消費支出と比べ、不公平感を招く水準とならないように検討すべき。</p> <p>○ また、有子世帯の加算・扶助についても、同じく生活保護基準の見直しに向け、その在り方・水準について、検証を行うべき。</p> <p>○ 級地区分についても、平成の大合併に際して、消費実態の検証がないまま、上位の級地に区分されてきており、平成の大合併が一区切りした今こそ、見直しを行うべき。</p> <p>○ 生活保護が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていることを踏まえ、引き続き、生活保護受給者に対する就労支援の取組を徹底すべき。その上で、正当な理由なく、就労に向けた取組を拒む受給者に対して、実効性ある方策を講ずることができるよう、平成30年度の制度見直しに合わせて検討すべき。</p> <p>○ 頻回受診の抑制に向けて、頻回が疑われる者のうち、主治医・自治体の嘱託医への協議を踏まえ、医学的にも過剰な受診を続けていると認められる者であって、受診指導を受けてもなお改善につながらない頻回受診者については、例えばその費用について一定の自己負担を求める措置や受診回数の制限など実効性ある改善策を検討し、必要な措置を講ずべき。</p> <p>○ また、頻回受診者が著しく多い等の医療機関について、内容審査の上、個別指導の徹底を図るべき。</p> <p>○ 医師等が後発医薬品の使用が可能と判断し、自治体が指導を行っても、なお先発医薬品を使用する場合は、例えば後発医薬品との差額について一定の自己負担を求めるなど実効性ある改善策を検討し、必要な措置を講ずべき。</p> <p>○ 平成29年央の目標達成に向け、それぞれの自治体において、医師会・薬剤師会等の関係者と連携し、当該地域における状況や、全国での位置づけを把握の上、使用促進に向けた取組を加速化させるべき。</p>

改革項目と改革の方向性(案) (生活保護)

改革項目	検討の視点等	改革の方向性(案)
不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯数に占める不正受給件数の割合は、以前より高くなっている。また、最近では、一例として高額薬剤に絡む不適切な事案も発生している。生活保護制度が適正に運営され、国民から信頼される制度とすることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護制度への信頼を確保するためにも、稼働収入の無申告等に係る不正受給については引き続き厳しい対応で臨むべき。 ○ 高額薬剤における不適正な事案発生を発見・防止するためにも、自治体においてレセプトデータの分析による、生活保護受給者への薬の二重支給の発見に引き続き努めることに加え、薬局を通じて生活保護受給者(患者)の服薬管理を徹底させるなど実効性ある改善策を図るべき。

改革工程表における改革項目と改革の方向性(案) (雇用)

改革項目	改革工程表	改革の方向性(案)
雇用保険の国庫負担の当面の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討 → 検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「未来への投資を実現する経済対策」で決定されたとおり、アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度から実現すべき。

